

## 「大阪版市場化テスト」の取組に関する

### 行政の福祉化関係説明資料

(大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務)

平成19年10月

大阪府

# 目次

- 1 提出書類(抜粋)  
「府の施策との整合について(行政の福祉化、就職困難者への雇用・就労支援関係)」
  - (1) 各種就労支援事業を活用した雇用
  - (2) 障害者の雇用に関する取組み

## 2 障害者法定雇用率の達成への取組

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課していません。応募段階で障害者法定雇用率を達成できていない場合は、障害者雇入れ計画に基づき、誠実に履行してください。

### 【関係資料】

#### 《資料1》 障害者雇用率制度について

[担当課]雇用推進室雇用対策課 障害者雇用グループ(府庁内線 2819)

#### 《資料2》 地域就労支援事業の概要

[担当課]雇用推進室雇用対策課 地域・中高年雇用グループ(府庁内線 2821)

#### 《資料3》 障害者就業・生活支援(準備)センターについて

[担当課]雇用推進室雇用対策課 障害者雇用グループ(府庁内線 2819)

#### 《資料4》 母子家庭等就業・自立支援センターについて

[担当課]児童家庭室家庭支援課 家庭福祉グループ(府庁内線 2438)

#### 《資料5》 ホームレス自立支援センターの概要

[担当課]雇用推進室労働福祉課 労働対策グループ(府庁内線 2866)

#### 《資料6》 (社)おおさか人材雇用開発人権センター(O-STEP)について

[担当課]雇用推進室雇用対策課 地域・中高年雇用グループ(府庁内線 2821)

#### 《資料7》 大阪府ハートフル企業顕彰制度について

[担当課]雇用推進室雇用対策課 障害者雇用グループ(府庁内線 2819)

#### 《資料8》 公正採用選考人権啓発推進員について

[担当課]雇用推進室労働福祉課 職業啓発グループ(府庁内線 2816)

その他業務に際して必要な事項 (行政の福祉化)

5 就職困難層への雇用・就労支援

(1) 各種就労支援事業を活用した雇用人数

就職困難者の雇用については、原則として既存雇用としますが、雇用予定の場合も可とします。  
なお、連合体にあっては、連合体全体で合計した数字を記載してください。

就労支援事業名	雇用実績者数 (雇用予定者数)
地域就労支援センター	名 ( ) 名
障害者就業・生活支援 (準備) センター	
母子家庭等就業・自立支援センター	
ホームレス自立支援センター	
おおさか人材雇用開発人権センター (C-STEP) への加入	

就職困難者の雇用は、常時雇用関係(1週間あたりの労働時間が30時間以上)で、各種保険加入を条件とします。)にある者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用するものを除きます。

6 障害者雇用率

% (社名) ; 平成 19 年 11 月 日現在  
 % (社名) ; 平成 19 年 11 月 日現在  
 % (社名) ; 平成 19 年 11 月 日現在  
 % (社名) ; 平成 19 年 11 月 日現在  
 % (社名) ; 平成 19 年 11 月 日現在

雇用率については、小数点以下第3位を四捨五入したものを記入してください。

56人未満の事業所については、障害者雇用状況報告書(常用雇用労働者56人未満の事業所用;補足資料5)を提出することができます。

提案時点における法人・連合体の障害者雇用率(連合体においては構成する法人の全て)を記載してください。なお、法定雇用率を達成できていない場合は、様式 11 により障害者雇入手帳を作成してください。

## 1 障害者雇用率制度について

## 障害者雇用率制度

事業主は、次のように障害者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。この法定雇用障害者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合には、各企業における雇用障害者数の算定対象に加えることができます。

$$\boxed{\text{法定雇用障害者数}^{*1}} = \boxed{\text{企業全体の常用労働者}^{*2} \text{ (短時間労働者}^{*3} \text{を除く) の総数}^{*4}} \times \boxed{\text{障害者雇用率 (民間企業は1.8\%)}}$$

※1 法定雇用率障害者数の算定に当たっては、1人未満の端数は切り捨てます。

※2 常用労働者とは、以下のいずれかの者です。

- (イ) 期間の定めなく雇用されている労働者  
 (ロ) 一定の期間（例えば、1週間、2ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が回復更新され、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者  
 (ハ) 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 短時間労働者とは、原則として、常用労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者のことです。

※4 除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主については、「企業全体の常用労働者（短時間労働者を除く）の総数」を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除することになります。

## 雇用障害者数の算定方法

各企業における雇用障害者数の算定は、下表のとおり行います。

労働者	障害の種類	障害の程度	算定数	
			身体障害者	知的障害者
常用労働者	身体障害者	重 度	1人を2人として算定 (ダブルカウント)	
		重 度以外	1人を1人として算定	
	知的障害者	重 度	1人を2人として算定 (ダブルカウント)	
		重 度以外	1人を1人として算定	
短時間労働者	精神障害者 <sup>※5</sup>		1人を1人として算定	
	身体障害者	重 度	1人を1人として算定	
	知的障害者	重 度	1人を1人として算定	
			1人を0.5人として算定 (0.5カウント)	

※5 精神障害者保健福祉手帳所持者が各企業における雇用障害者数の算定対象となります。

## 障害者の雇用に関する状況の報告

事業主は、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告を、7月15日までに、「障害者雇用状況報告書」により企業の主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行わなければなりません。

※報告義務のある事業主

法定雇用障害者数が1人以上となる事業主、すなわち常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が56人以上の事業主。

問い合わせ先 最寄の公共職業安定所（ハローワーク）

※56人未満の企業は 大阪府商工労働部 雇用推進室雇用対策課 障害者雇用グループへ  
 大阪市中央区大手前2 Ⅱ06-6941-0351（内線2819）

## ●事業主の皆様へ

# 障害者の雇用を進めましょう！

改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法が施行され、

福祉施設から一般就労への移行など

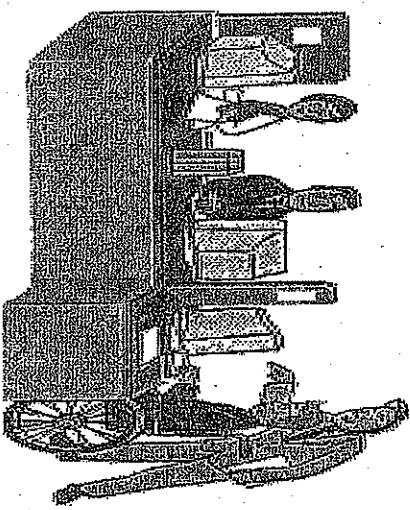
障害者の自立の推進への期待が

高まっています。

ノー残業デーシヨンの理念に沿った

社会づくりを進めるため、障害者雇用の

促進にご理解ご協力をお願いします。



### 1. 8%ってご存知ですか？

— 障害者雇用率制度 —

○障害者雇用は企業の社会的責務です。

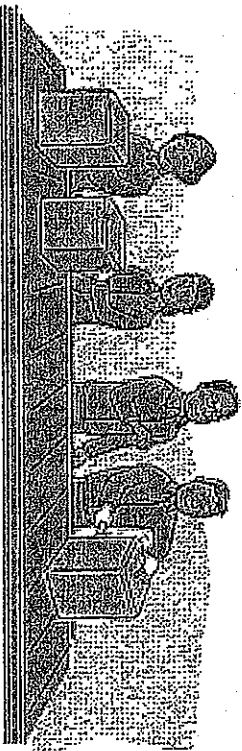
「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用している労働者中に占める身体障害者又は知的障害者の割合が一定率（1.8%）以上であるよう義務付けています。

また、平成18年4月からは、精神障害者〔精神障害者保健福祉手帳所持者〕に

ついても、各企業における実雇用率の算定対象となりました。

障害者雇用率

1.8%の達成



お問い合わせ先

大阪府商工労働部 雇用推進室雇用対策課 障害者雇用グループ

大阪市中央区大手前2

TEL 06-6941-0351(内線2819)

FAX 06-6944-6758

「障害者雇用啓発ホームページ」

大阪府では、障害者雇用のホームページを開設し、障害者の雇用・就職に役立つ情報を掲載しています。  
<http://www.pref.osaka.jp/koyosuishin/syogaisyakoro/index.html>

## 地域就労支援事業の概要

地域就労支援事業は、身近な行政機関である市町村が地域にある各種の関係機関と連携することにより、働く意欲がありながら、様々な要因を抱え雇用や就労を実現できない方々の雇用・就労を支援し、一人ひとりが意欲と能力に応じて生き生きと働くことのできる社会の実現を目指す事業です。なお、本事業は府内の全市町村において実施しています。

## ◆ 事業の対象者

1. 障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を妨げる様々な阻害要因があるために雇用・就労を実現できない方々
  2. 雇用・就労に関する意識が希薄な学卒無業者
- これらの方々を本事業では、「就職困難者等」と呼びます。

## ◆ 地域就労支援センター

地域就労支援事業を実際に進めるのは、各市町村に設置される地域就労支援センターです。

地域就労支援センターには、就労支援コーディネーターが配置されており、就職困難者等の求職や雇用に関する相談に応じています。

就労支援コーディネーターは、相談案件のうち、支援が必要な場合には、市町村の雇用・就労を所管する部署を中心に庁内の各関係セクションと調整したり、関係団体や有職者で構成される個別ケース会議等の協議を経て、市町村が実施する各種の支援事業メニューの中から相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランを作成します。

## ◆ 地域就労支援事業の支援メニュー

## 1. 職業能力開発事業

- ① 再就職を目指す方々のための再就職支援講習、能力開発講座
- ② 職業意識を醸成するための就業体験、職業観育成事業

## 2. 雇用・就労創出事業

- ① 地域の求人情報等を提供するための求人情報提供事業
- ② 新たな働き方や起業を目指す方々のための地域新事業開発、職場開拓事業

このほかにも、相談者の希望を聞くとともに、適性を診断しながら幅広い支援事業メニューを提供している市町村もあります。

## ◆ 地域就労支援事業を支える各種の就労支援機関との連携

市町村における地域就労支援事業によって就職困難者等が雇用・就労に至ることが困難な場合には、障害者の方々のための就労支援機関である「障害者就業・生活支援センター」や母子家庭の母親等に対する就労支援機関である「母子家庭等就業・自立支援センター」等と連携しながら就職困難者等の雇用・就労の実現を目指します。

また、市町村域内での雇用・就労が困難なケースや広域的な支援が必要なケースについては、社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）が実施する人材開発事業等へ誘導することにより、雇用・就労の実現を目指します。

## 注)

地域就労支援事業は、就職困難者等の雇用・就労をサポートする事業です。職業紹介、就職斡旋を行う事業ではありません。また、支援メニューの内容は、各市町村によって異なります。

詳しくは別表の各地域就労支援センターへお問い合わせください。

地域就労支援センター一覧

2007. 4. 1現在

市町村名	所在地	登録番号	FAX番号
大阪市	大阪市浪速区本津川2-3-8 A'ウーヴ創造館内	06-6567-6890 0120-939-783	06-6567-6886
堺市	堺市堺区大仙西町1-18-2 (財)堺市就労支援協会内	072-244-3711	072-244-3771
岸和田市	岸和田市沼町25-13 岸和田市立労働会館内	072-423-8895	072-423-8887
豊中市	豊中市三和町1-1-63 豊中市立労働会館内	06-6334-5211	06-6334-5216
池田市	池田市栄本町9-1 池田市役所コミュニティセンター内	072-751-0574	072-751-0574
吹田市	吹田市築町1-3-40 吹田市役所産業労働室内	06-6384-1365	06-6384-1282
泉大津市	吹田市岸部中1-22-2 吹田市交流館南館内	06-6388-5791	06-6388-5611
高槻市	泉大津市立就労青少年ホムー内	0725-23-8689	0725-32-6432
貝塚市	高槻市役所都市産業部商工観光課内	072-674-7455	072-674-9850
守口市	貝塚市役所環境生活部商工課内	072-433-7193	072-423-9760
枚方市	八尾市本町1-17-1 八尾市役所市民生活部商工課内	072-431-6901	072-423-2229
茨木市	守口市役所2号別館2階	06-6992-1290	06-6992-1290
八尾市	ひらかた入館協会内	072-844-8788	072-844-8788
堺市	豊川いのち・愛・ゆめセンター内	072-643-1470	072-643-7829
岸和田市	沢屋宮いのち・愛・ゆめセンター内	072-635-9937	072-637-5967
豊中市	鶴侍寺いのち・愛・ゆめセンター内	072-626-5660	072-624-5944
池田市	茨木市役所市民生活部商工労働課内	072-622-8121	072-620-1715
吹田市	茨木市駅前3-8-13 八尾市役所市民生活部産業振興課内	072-924-3860	072-924-0180
泉大津市	八尾市本町1-1-1 八尾市役所市民生活部産業振興課内	072-905-6100	072-995-8466
高槻市	八尾市種町2-37 八尾市役所市民生活部産業振興課内	072-922-1533	072-922-1533
岸和田市	八尾市安中町8-5-30 泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野市入館文化センター内	072-463-5718	072-463-5786
泉佐野市	泉佐野市上瓦屋610 下瓦屋入館文化センター内	072-464-2526	072-469-2287
岸和田市	泉佐野市南中経井476-2 泉佐野市入館文化センター内	072-466-6464	072-466-2325
高槻市	豊田林市若松町1-9-12 入館文化センター内	0721-24-8700	0721-25-5952
堺市	堺屋川市国守町1886-1 いせいせ文化センター内	072-822-8311	072-822-3314
河内長野市	堺屋川市立産業振興センター内	072-828-0761	072-828-0761
松原市	河内長野市原町1-1-1 河内長野市役所保健経済部商工観光課内	0721-53-1111	0721-55-1435
大東市	松原市阿保1-1-1 松原市役所市民生活部経済振興課内	072-334-1550	072-337-3005
和泉市	松原市南新町3-7-34 松原市南新町2階 忘れぬ入館文化センター内	072-338-3310	072-338-1710
大東市	大東市野崎1-24-1 野崎入館文化センター内	072-879-1818	072-879-3611
和泉市	大東市北条3-10-5 北条入館文化センター内	072-877-5050	072-879-6162
和泉市	大東市南中町2-7-5 和泉市役所都市民生部産業振興課内	072-870-5570	072-870-5370
和泉市	和泉市柏木町6-1-20 和泉市役所都市民生部労働政策課内	0725-44-1651	0725-41-1778
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	0725-44-0030	0725-46-6532
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	0725-57-9800	0725-57-9800
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-724-6727	072-721-9907
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-724-7400	072-724-9698
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-721-7901	072-721-7901
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-972-5573	072-972-5573
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-937-0860	072-955-7042
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-958-1111	072-950-2055
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	06-6901-5056	06-6901-5056
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	06-6383-1111	06-6319-5068
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-265-1001	072-263-6116
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-939-1111	072-936-9777
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	06-6788-4580	06-6788-4555
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	06-6727-1920	06-6727-1925
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	06-6784-5811	06-6784-5822
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-485-1401	072-485-1405
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-862-1444	072-862-1445
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-892-0121	072-891-5046
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-892-0121	072-891-5046
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-366-6789	072-366-6789
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-471-5678 (内2456)	072-473-3504
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	075-962-4402	075-962-4499
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-739-3424	072-739-1232
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-734-3976	072-734-1545
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	0725-22-1122	0725-22-0364
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-452-1001	072-452-7103
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-466-5008	072-466-5025
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	072-492-0341	072-492-0341
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	0721-98-5518	0721-98-2773
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	0721-93-2500	0721-93-4691
和泉市	和泉市山崎野5-4-7 和泉市入館文化センター内	0721-72-0081	0721-72-1880

## 基礎訓練から就職後まで一貫して支援します

障害者就業・生活支援センター  
(障害者雇用支援センター)  
をご利用ください。

障害者就業・生活支援センター（障害者雇用支援センター）とは、「障害のある方を採用してもすぐに辞めてしまう」「どのようにして障害のある方に仕事を教えればいいのか」など、このような悩みをおつ事業者の方々に支援しているというものです。

### 【支援内容】

- ① 求人相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます。
  - ② 雇用にあたっての、公共職業安定所等との調整を行います。
  - ③ 基礎訓練のあつせんや実習先との連絡調整を行います。
  - ④ 各種助成制度を紹介します。
- ※ その他にもさまざまな支援活動を行っています。

### 【参考】 障害者就業・生活支援準備センターについて

大阪府は、障害者就業・生活支援センター（障害者雇用支援センター）の設置を促進するため、市町村、運営法人といっしょにのり準備と実績づくりを行う「障害者就業・生活支援準備センター」事業を身近な地域で実施しております。  
準備センターの業務は、基本的に障害者就業・生活支援センターの業務と同じです。

障害者雇用ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/koyosuisin/syogaisyakoyo/index.html>



★障害者雇用支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対して、訓練生として施設に受け入れ、企業への雇用に関する支援を行っています。

名称	活動区域	所在地	TEL	FAX
箕面市障害者雇用支援センター	箕面市・池田市・豊能町	箕面市稲 1-11-2	072-723-8801	072-723-8803

★障害者就業・生活支援センター / 障害者就業・生活支援準備センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある方に対して、地域の雇用関係機関や福祉関係機関と連携を図り、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの指導・助言・その他の支援を行っています。

名称	活動区域	所在地	TEL	FAX
大阪市 障害者就業・生活支援センター	大阪市	平野区喜連西 4-7-19	06-4302-8977	06-4302-8980
北河内東 障害者就業・生活支援センター	大東市・四條畷市・交野市	大東市末広町 15-6	072-871-0047	072-889-2365
堺市 障害者就業・生活支援センター	堺市	堺市南区桃山台一丁 23-1	072-292-1826	072-291-1252
南河内南 障害者就業・生活支援センター	富田林市・河内長野市・ 大阪狭山市・河南町・太子町・ 千早赤飯村	富田林市若松町西 1-1888-1	0721-20-6576	0721-20-6576
すいた障害者 就業・生活支援センター	吹田市	吹田市元町 19-15 丸二ビル 102号	06-6317-3749	06-6317-3749
高槻市障害者 就業・生活支援センター	高槻市、島本町	高槻市城北町 1-7-16 リベソ城北 2階	072-662-4510	072-662-4700
八尾・柏原障害者 就業・生活支援センター	八尾市・柏原市	八尾市薬音寺 1-84	072-940-1215	072-940-1213
とよなか障害者 就業・生活支援センター	豊中市	豊中市寺内 1-1-10 R-2 エミエ緑地 1階	06-4866-7100	06-4866-7155
東大阪市障害者 就業・生活支援準備センター	東大阪市	東大阪市高井田元町 1-2-13	06-6789-0374	06-6789-2151
枚方市障害者 就業・生活支援準備センター	枚方市	枚方市大垣内町 2-1-20 市役所別館 1階 枚方市障害福祉室 (相談窓口)	090-2064-2188 (相談専用)	072-848-8911
南河内北障害者 就業・生活支援準備センター	松原市・羽曳野市・藤井寺市	羽曳野市白鳥 3-16-3 セオ古市 103	072-957-7021	072-957-1604
寝屋川市障害者 就業・生活支援準備センター	寝屋川市	寝屋川市本町 1-2	090-4569-0706 (相談専用) 072-822-0502	072-822-0522
貝塚市障害者 就業・生活支援準備センター	貝塚市	貝塚市皇中 1-3-10	072-422-3322	072-433-9923
茨木・摂津障害者 就業・生活支援準備センター	茨木市・摂津市	摂津市鳥飼上 5-2-8 ふれあいの里	072-653-1212	072-664-0321
北河内西障害者 就業・生活支援準備センター	守口市・門真市	門真市元町 20-26	06-6900-3988	06-6900-3988
泉州北障害者 就業・生活支援準備センター	和泉市・泉大津市・高石市・ 忠岡町	和泉市池田下町 1341-12-10	0725-26-0222	0725-26-0031
泉州南障害者 就業・生活支援準備センター	泉佐野市・阪南市・泉南市 熊取町・田尻町・岬町	泉佐野市鶴原 1468 泉佐野市下瓦屋 222-1 (相談窓口)	072-463-7867	072-463-7890

事業主の皆様へ

# 母子家庭の母の雇用にご協力ください

大阪府母子寡婦福祉連合会 「母子家庭等就業・自立支援センター」  
 (大阪府の委託事業) は、国の許可を得た無料職業紹介所として、  
 求人情報の提供や紹介業務を行っています。  
 がんばる母子家庭のお母さんの自立を応援するため、当センターへ  
 の求人提供をよろしくお願いいたします。

当センターでは

取扱職種は全職種

人材を登録して  
います

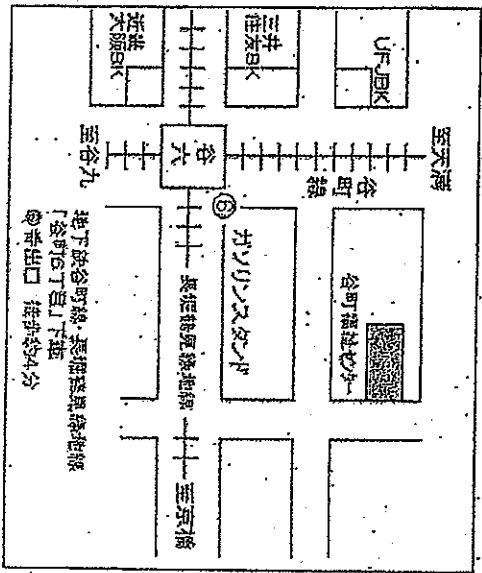
特定求職者雇  
用開発助成金  
を取扱い

就業支援講習会(パソコン、ホームヘルパー、簿記、調理師他)の修了者や就業相談に来館した母子家庭の母等が登録。(約300名)

◎特定求職者雇用開発助成金(国制度)とは  
 無料職業紹介所等の紹介により、母子家庭の母等を  
 雇用保険の被保険者として雇い入れた場合、一定条件  
 のもと、事業主に対し助成金が支給されます。  
 (雇入れ後1年間に支払った賃金に相当する額として国が  
 定める額の1/3~1/4:事業所の規模等によって異なります。)  
 詳しくは下記まで。

申し込み・問合せ先

(社福)大阪府母子寡婦福祉連合会  
 〒540-0012 大阪市中央区谷町5-4-13  
 大阪府谷町福祉センター5F  
 TEL 06(6762)9995  
 FAX 06(6762)3796  
 URL <http://www.w2.ocn.ne.jp/~boshiren/>



## 求人事業所の方へ

### ■ 求人票の受付について

- 求人票は、職種別、雇用形態別（常用、パート別等）にお書きください。
- 従事すべき業務内容、労働契約の期間、就業場所、就業時間、時間外勤務、休憩時間、休日、賃金の額、規定されている手当、各種保険の適用など正しい明示をお願いいたします。（職業安定法第5条の3）
- 採用人数は正確に願ひいたします。
- 求人票の紹介期限（有効期限）は最長6ヶ月以内で自由に定めてください。
- 郵送またはFAXでも受付させていただきます。

### ■ 受付後のお取り扱いについて

- 求人票の控を交付して受付番号をお知らせいたします。
- 紹介期限（有効期限）後の紹介継続を希望される場合は、電話、FAX等でご連絡ください。連絡がない場合は自動的に取り下げとなります。
- 応募者をご紹介するときは、事前に面接の日時などの確認をいたします。
- 採否については、応募者の技能や経験、面接の結果など合理的な基準のもとに早めに決定してください。
- 採否の結果や、ご紹介を必要としなくなったときは、電話、FAX等で直ちにご連絡ください。
- 当方の紹介により、採用となった母子家庭の母等を対象者とする下記の「特定就職困難者雇用開発助成金」等を申請される当該事業所には、「職業紹介証明書」を発行いたしますので、別途「採用決定報告書」をご提出ください。

### ■ 助成金等について

母子家庭の母等を公共職業安定所または無料・有料職業紹介事業者の紹介により、雇入れた事業主は、一定の条件のもとに特定就職困難者雇用開発助成金、緊急雇用創出特別奨励金、新規・成長分野雇用創出特別奨励金を受給することができます。

## 大阪府母子家庭福祉連合会 無料職業紹介所

〒540-0012 大阪府中央区谷町5-4-13

TEL 06-6762-9995 FAX 06-6762-3796

厚生労働大臣許可 許可番号 27-01-ム-0011

◇ 取扱業務の範囲 取扱職業 全職種

◇ 対象 母子家庭の母及び寡婦 ◇ 地域 大阪府内

求人票 [受付平成 年 月 日]

求人票

[受付番号

- ]

紹介期限	平成 年 月 日	
事業所番号	-	
事業所名 (ふりがな)		
所在地	〒 TEL FAX	
事業内容		
資本金	万円 創業 昭和 平成 年	
従業員数	当事業所 人 (うち女性 人) 企業全体 人	
加入保険	雇用・労災・健康・厚生・その他 ( )	
選考	面接 日時	後日連絡
	選考 場所	
	書類選考	履歴書送付
携行品	履歴書・印鑑	
採否決定	即決 日後	
担当者	氏名 TEL FAX 様	

職種		採用人数	人
年齢	歳～ 歳 (位)		
雇用形態	常用・パート・臨時		
雇用期間	期間 月 日～ 月 日		
就業場所	業 駅・バス停から徒歩 分		
仕事の内容			
学歴	(履修科目)		
必要な経験・免許資格			

就業時間交代制	① 時 分	② 時 分	③ 時 分
	無	有	有
時間外	月平均	時間	
休憩時間			
休日	日曜・祝日・土曜・その他 ( 回 ) 無 週休2日制 (毎週 隔週 月 )		
就業 (選考) 場所までの略図	就業 (選考) 場所までの略図		
最密りの駅・バス停から徒歩 ( ) 分	最密りの駅・バス停から徒歩 ( ) 分		

賃金形態	月給	日給	時間給
基本給 (日給・時間給)	円～ 円	円	円
毎月の賃金・税金・税込	定期的な支払われる手当	その他の手当等付記事項	
	手当	円 円	
通勤手当	金額・定額 (最高)	なし	円まで
賃金締切日	毎月 日・その他 ( )		
賃金支払日	毎月 日・その他 ( )		
昇給	ベースアップのみ の前年度実績	円～	円
賞与	(前年度実績) きたは	回・計	月分 円
事業所・求人条件に係る特記事項			

## ホームレス自立支援センターの概要

平成19年4月に公表された「ホームレスの実態に関する全国調査」において、大阪府内のホームレスの人の数は全国で最も多い4,911人となっています。

これらのホームレスの人のうち、約4割が「きちんと就職して働きたい」と望んでおり、その半数が現に求職活動を行っているという状況にあります。

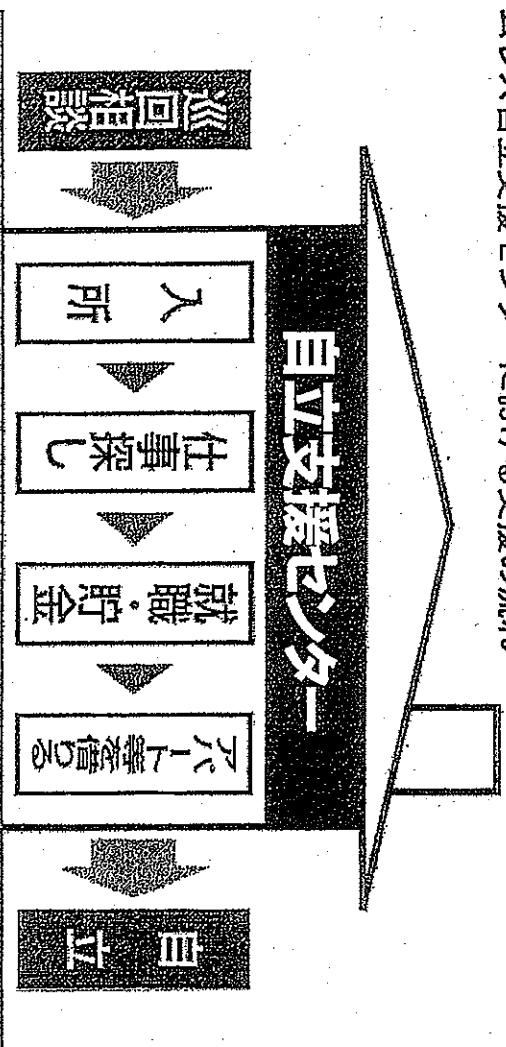
ホームレス自立支援センターは、これらの「就労意欲があり」かつ「働ける状態にある」人たちを対象に、就労による自立を支援するための入所施設です。

この施設は、国の補助を受け、平成19年4月現在、大阪市が4カ所、堺市が1カ所設置しています。また、今後においても新たに数カ所設置することが計画されています。

図 ホームレス自立支援センター一覧（平成19年4月現在）

施設名称	設置主体	定員	所在地	電話番号
自立支援センター大淀	大阪市	110人	大阪市北区長柄西1-1-37	06-6354-7471
自立支援センター淀川	"	100人	大阪市東淀川区大桐4-3-24	06-6329-8938
自立支援センター西成	"	80人	大阪市西成区長橋1-4-11	06-6636-3320
自立支援センター舞洲2	"	100人	大阪市此花区北港白津 2-1-56	06-6462-1765
自立支援センター おおいずみ	堺市	50人	堺市北区金岡町60番地	072-257-2308

図 ホームレス自立支援センターにおける支援の流れ



■ ホームレス自立支援センターでの支援内容について  
ホームレス自立支援センターでは、入所したホームレスの方に次のような支援を行っています。

- ① 健康診断 入所された方に健康診断を実施し、就労に支障のある疾病等がないか確認します。疾病等が見つかった場合、軽度の疾病等の場合、通院により早期回復を図ります。
- ② 生活相談 負債等の法律相談や就労に向けたケア・コンサルティング等のケアを行います。
- ③ 生活訓練 通常の生活リズムを取り戻します。
- ④ 生活支援 食事、入浴、衣類や日常生活用品等の貸与など衣食住全般の支援を行います。
- ⑤ 就職活動 センター内で、週に2～3回、国の公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談員が個別に職業相談や求人情報の提供等を行うなど、就職活動の支援を行います。
- ⑥ 技能講習 オフラインクリーニング、ビルクリーニング、フオークリフト運転等多数のメニューを用意しており、希望に応じて受講できます。
- ⑦ 実地訓練 センター内の清掃、道路・公園等の除草清掃等に従事します。
- ⑧ 貸与金制度 求職活動中や就職後住居が決まるまでの間に必要な交通費や食費等の必要経費を貸与するなどの経済的支援を行います。
- ⑨ 保証人制度 「就職及び住宅賃貸者・身元保証人制度」などの制度を利用します。
- ⑩ 就労後支援 住居の斡旋、各種法律相談、安定就労にかかる相談等を行います。

#### ■ 入所期間

原則として3ヶ月以内で就職決定後、住居が決まるまでの間です。  
ただし、最大6ヶ月まで延長することができます。

#### ■ 就職状況

就職率は設立以降毎年約40%となっています。  
就職先の業種は、清掃業、警備業、建設業が多くを占めていますが、製造業、サービス業、飲食業、運送業その他入所者の職歴やニーズ・適性等に応じて多種多様なものとなっています。

#### ■ 入所者の年齢

平均約51歳となっており、中高年齢者が中心です。

#### ※トライアル雇用制度

自立支援センターの入所者をハローワークを通じて雇用した場合、国のトリアル雇用制度が適用され、雇用主には、1人につき、月額40,000円が最大3ヶ月間支給されます。



(社) おおさか人材雇用開発人権センター (G-STEP) の概要

## 1. 目的

C-STEPは、同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、就職に際して困難な課題を抱える府民を支援し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的として大阪府をはじめ府内全市町村、企業、関係団体等で構成された団体です。C-STEPは、府内全市町村が進める「地域就労支援事業」との密接な連携を図り、就職困難者等の職業能力の開発や教育訓練等を実施し、C-STEP会員企業・団体との迅速なマッチングを行うなど、就職困難者等の雇用・就労の実現を支援する機関として、大阪府の労働行政施策や各市町村の地域就労支援事業において重要な役割を担っている公益法人です。

## 2. 事業内容

- (1) 人材開発・養成事業  
就職困難者の方々を、企業の求める人材として育成するため、各種能力開発機関と連携し、多様な人材開発・養成プログラムを開発・実施
- (2) 就職マッチング事業  
就職困難者の方々を、人材開発・養成事業を通じ、会員企業からの求人情報を活用して、雇用・就労などの実現を支援
- (3) 職域開発事業  
就職困難者の方々の多様な就労の場を確保するため、新規会員の開拓をはじめ、新たな就労形態を創造するための職域開拓
- (4) 情報提供・調査研究事業  
求職者や求人側双方に資するための、雇用・就労に関する様々な情報の収集や発信、雇用・就労実態等の把握・分析のための調査研究

## 3. 沿革等

- ・昭和56年8月 (社) 同和地区人材雇用開発センター設立  
国及び府の同和对策審議会答申の趣旨を踏まえ、同和地区住民の雇用安定を図るために、行政機関、民間企業及び住民の三者の協力により設立した。

- ・平成14年4月 (社) おおさか人材雇用開発人権センター (C-STEP) スタート  
平成13年9月の大阪府同和对策審議会答申を受け、対象者を様々な課題を有しているため就職が困難な人々に広げるとともに法人の名称及び定款等を変更して新たにスタートした。

- ・会員企業数 1, 079社 (平成19年5月18日通常総会時)

## C-STEP加入の「人権」社会貢献

21世紀は「人権の世紀」と言われています。C-STEPは、「雇用・就労」の側面から人権課題に取り組み、社会貢献を果たそうという志を持った約1,000の企業・団体が参画した唯一の組織＝公益法人です。

独自の「企業貢献度評価プログラム」を制定し、自律的な取り組みを行っていること等を踏まえ、大阪府が実施する「総合評価入札制度」では、“C-STEP会員であること”を評価し、得点を付与しています。言い換えれば、“C-STEP会員であること”が、ビジネスチャンス拡大することにつながります。

今日、「企業の社会的責任」(CSR)が注目されている中で、C-STEP会員企業・団体は、経営主体としての企業・団体のみならず、人権に貢献する企業・団体として広く府民や国民から支持され、賛同を得られるよう努力してまいります。そして、こうしたC-STEPにご理解を頂き、多くの企業・団体がC-STEPに入会され、ともに社会貢献の事業に参画されることを呼びかけます。

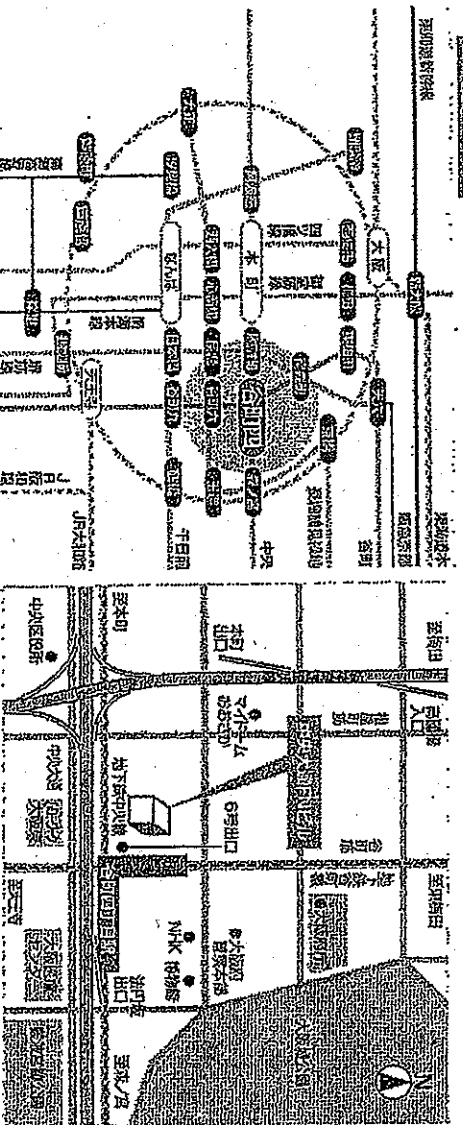
## C-STEPの沿革

C-STEPは、前身の「社団法人同和地区人材雇用開発センター」から、「社団法人おおさか人材雇用開発人権センター」(愛称:C-STEP)に名称や定款変更をおこない、2002年4月、新たにスタートしましたC-STEPは、(社)同和地区人材雇用開発センターの歴史や伝統を継承し、就職困難者等の雇用・就労の実現という「人権課題」の解決に向け挑戦を続けています。

- ◆1981年7月 (社)同和地区人材雇用開発センター設立総会(於:大阪商工会議所423社)
- ◆1983年1月 センターを介した就職者の会「熱と光の会」結成総会
- ◆1992年1月 10周年記念式典(1992年会員企業数987社)
- ◆2002年2月 臨時総会で名称・定款等変更承認
- ◆2002年4月 「(社)おおさか人材雇用開発人権センター」(愛称:C-STEP)スタート
- ◆2002年4月 大阪府・府域市町村で地域就労支援事業が開始され、C-STEPも連携して取り組む
- ◆2003年6月 評価・顕彰システムを導入し、これまでとくに顕彰のあった企業・団体を通常総会の場で顕彰
- ◆2004年6月 「第2期企業貢献度評価制度」を制定
- ◆2005年4月 大阪府は「総合評価入札制度」において、“C-STEP会員であること”を評価得点とする

## C-STEPへのアクセス

大阪市営地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車 6号出口徒歩1分



社団法人おおさか人材雇用開発人権センター

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNLビル14階

TEL (06) 6940-6600 FAX (06) 6910-6033 URL <http://www.c-step.or.jp/>



## 大阪府ハートフル企業（障害者雇用貢献企業）顕彰制度

大阪府ハートフル企業顕彰制度とは

障害のある人の働く場面の増加と働く機会の拡大に焦点をおき、大阪府内の事業所における障害者雇用にかかわる諸活動を広く府民に知っていただくため、大阪府が「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」と協働で実施している事業です。事業所における雇用実績、新たな雇用創出、職域開発、特別に工夫されている取組み、地域の関係者との連携などの諸活動を、表彰式等を通じて積極的にPRします。

対象となる事業所

大阪府内の「民間事業所」で、法人格の有無は問いません。事業所単位の応募も可能です。

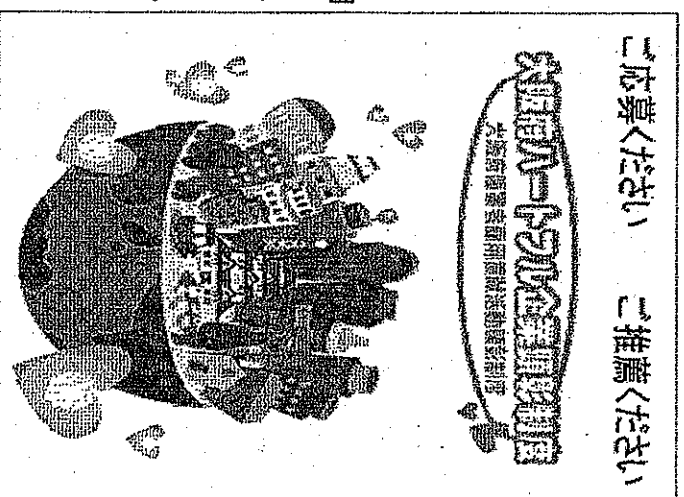
対象となる主な貢献活動

- 障害のある人の雇用及び雇用継続
- 障害のある人の職場実習や他の企業関係者の見学の受入
- 障害のある人の職業能力開発や働く場面を拡大していくような活動
- 障害のある人が働く企業や施設等への発注
- 障害のある人の日常生活面の支援
- 障害のある人のスキルアップ等の支援
- 障害のある人が働くことについての啓発活動
- 障害のある人の雇用に関係する各種活動

評価方法と表彰

上記の貢献活動の実施にあたって、配慮や工夫をしている取組みを総合的に評価します。

実施主体である「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」が、選考委員会を設け審査します。最優秀事業所を大阪府へ推薦し、大阪府が知事による表彰として「ハートフル企業大賞」を贈呈します。（「障害者の雇用の促進等に関する法律」など労働関係法令を遵守していない企業は対象になりません。）受賞事業所は、毎年9月に開催する「障害者雇用フォーラムin大阪」で表彰し、あわせて大阪府のホームページ等で広報します。



応募の方法

上記の貢献活動に取り組んでいる事業所からの自薦、若しくは事業所と関係のある支援者等からの他薦によります。ぜひご応募ください。

「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」が実施する受付期間に、所定の応募票を提出してください。

（平成19年度は5月1日から6月30日の期間受付）

問い合わせ先

「特定非営利活動法人大阪障害者雇用支援ネットワーク」顕彰事業部

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか11階

電話 06-6949-0350 F A X : 06-6949-1256

大阪府ハートフル企業顕彰制度ホームページ <http://www.o-heartfull.jp>

## 「公正な採用選考制度の確立」に向けた取り組みをお願いします。

資料 8

### 【公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いします！】

企業の皆様方が人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づき公正な採用選考を行っていただくため、大阪府及び厚生労働省大阪労働局では、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」並びに「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」を定め、適正な採用選考システム等の確立等に、中心的な役割を果たす担当者として、事業所内に「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」の設置をお願いします。

### 【「推進員」の主な役割とは？】

選任された「推進員」の方々には、各種研修会等へ積極的に参加するなど、自己啓発に努めていただくと共に、主に次の役割を果たしていただくよう、お願いします。

- ①企業内の公正な採用選考制度の確立と、人権問題への取り組みを推進する人事管理体制の整備等に向けて中心的な役割をお願いします。
- ②従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関して中心的な役割をお願いします。
- ③関係行政機関との連絡窓口をお願いします。

### 【対象となる事業所は？】

①常時使用する従業員数が25人以上の事業所について、「推進員」の設置をお願いします。

（但し、工場、支店、営業所等については人事権（採用権）を有する事業所。）

②①の他、大阪府知事または公共職業安定所長が管轄する地域において、推進員を選任することが適当であると認める事業所。

\*特に大阪府においては、公益性の高い社会福祉法人、医療法人、学校法人や、事業として個人情報を取り扱うことので多い職業紹介事業者や結婚紹介事業者等については、25人以下事業所であっても「推進員」の設置をお願いします。

### 【「推進員」選任または変更の届出手続きは？】

P.14 の所定様式により所管の公共職業安定所へ提出することにより、所轄公共職業安定所長、及び大阪府知事への届出となります。

### 【従業員に対する人権啓発研修の届出】

従業員に対する人権啓発研修計画を策定した時、及び従業員に対して人権啓発研修を実施した時は、大阪府知事に報告してください。

### 【新任・基礎研修」の受講をお願いします！】

大阪府では、厚生労働省大阪労働局と共催して毎月（二日間）、公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」を開催しています。新たに「推進員」として選任された方、または以前から「推進員」に選任されていて、この研修を受講されていない方は、ぜひ受講していただきますようお願いいたします。

\*日程等、詳しくは大阪府ホームページ「採用と人権」<http://www.pref.osaka.jp/koyousishin/saiyou/index.html> ]  
をご参照ください。

### 「公正採用選考人権啓発推進員制度」に関するお問合せ先

大阪府商工労働部雇用法課労働福祉課  
職業啓発グループ 06-6944-6761

厚生労働省大阪労働局職業対策課  
06-4790-6310

可替の各公共職業安定所  
\*この冊子の裏表紙参照